

酒類蔵置所設置・廃止報告書の記載要領

- 1 この報告書は、酒類の蔵置所を設置又は廃止しようとする場合に、製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長と蔵置所の所在地の所轄税務署長とが異なる場合には、製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長あてとし、その所轄税務署長又は蔵置所の所在地の所轄税務署長のいずれかに提出してください。

- 2 一つの蔵置所を利用する自己の製造場又は販売場が複数ある場合には、蔵置所を主に管理する製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長あてとし、「別紙 蔵置所を設置する・廃止した製造場又は販売場の一覧」(CC1-5156-2)を添付して、その所轄税務署長又は蔵置所の所在地の所轄税務署長のいずれかに提出してください。

この場合、蔵置所を設置する・廃止した製造場又は販売場の所在地及び名称は、「別紙のとおり」と、また、「製造場又は販売場からの距離及び所要時間」欄は、蔵置所を主に管理する製造場又は販売場からの距離及び所要時間を、それぞれ記載してください。

- 3 「設置する期間」欄は、蔵置所の設置期間が予め確定している場合に、その満了日を記載し、確定していない場合は記載しないでください。

この欄に記載がある場合には、その日をもって蔵置所の廃止報告書が提出されたものとみなします。

- 4 「その他の参考事項」欄は、設置する蔵置所での酒類の管理方法等について記載してください。

- 5 蔵置所の設置期間など報告した事項に異動が生じた場合には、速やかに、「設置する蔵置所」の「所在地」、「名称」欄及び異動のあった事項の欄を記載するとともに、「その他の参考事項」欄の異動の内容を記載し、上記1又は2に準じて提出してください。

- 6 設置した蔵置所の移転があった場合は、移転前の蔵置所について「廃止する蔵置所」欄に、移転後の蔵置所について「設置する蔵置所」欄に記載の上、上記1又は2に準じて提出してください。